

志摩市宿泊税検討委員会
報告書（素案）

令和 6 年 1 2 月

志摩市宿泊税検討委員会

<目次>

1. はじめに	1
2. 志摩市の情勢	2
(1) 志摩市の人口推移と見通し	2
(2) 市民税収の推移と見通し	4
(3) 民生費（社会保障費）の推移（一般会計）	4
(4) 志摩市の産業構造	5
(5) 志摩市の観光客の推移	7
3. 検討にあたっての論点	8
4. 宿泊税導入の目的、使途について	10
(1) 先行自治体の導入の目的	10
(2) 導入に係る基本的な考え方	11
(3) まちづくりの施策方針	12
(4) 宿泊税の使途	14
(5) 宿泊税を財源とする取組	15
5. 宿泊税の課税要件について	16
(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者	16
(2) 特別徴収義務者、徴税方法及び申告期限	17
(3) 税率（税額）、免税点	18
(4) 課税免除	20
(5) 課税期間（見直し期間）	21
(6) 特別徴収交付金等について	22
(7) 入湯税	23
(8) 志摩市の宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）	24
6. 委員からの主な意見	26
(1) 導入の妥当性について	26
(2) 宿泊税の使途について	27
(3) 課税要件について	29
(4) その他	30
7. おわりに	31

参考1 宿泊事業者へのアンケート調査結果

参考2 委員名簿

参考3 検討過程

1. はじめに

日本国内の人口減少が進むなか、志摩市の人口は昭和 30 年に 66,628 人のピークを迎え、若干の増減を繰り返しながら推移してきた。しかしながら、平成 12 年から生産年齢人口、就業人口を中心とした人口の著しい減少が続いており、それに伴う税収の確保も課題とされている。また、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威も生じ人々の生活に大きな影響を与え、令和 6 年 8 月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令され観光産業へも大きな影響を与えた。

想定を超える新たな脅威に直面しながらも、これらに対応するために、志摩市では令和 3 (2021) 年度から 7 (2025) 年度までを計画期間とする第 2 次志摩市総合計画・後期基本計画を抛りどころとして、地域とともに課題解決に取り組んできた。

令和 3 (2021) 年 3 月に策定されたこの計画では、「自然と共生するまち」、「市民が誇りをもてるまち」、「次世代につながるまち」の 3 つをまちづくりの基本理念に据え、「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」をまちの将来像に掲げ、数十年先までも見通した持続可能なまちづくりの視点で、施策体系の基本的な方針となる 6 つの基本目標を設定している。

なかでも、地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要性を増している。志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあり、観光客をはじめ交流人口を増やし、その効果がまち全体へ広く波及する仕組みを持続させていくためには、安定的かつ持続的な財源が必要となる。

そのため、志摩市では令和 6 年 7 月に多様な視点による客観的な検討体制を目的に、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「志摩市宿泊税検討委員会」を設置し、新たな観光財源の必要性について議論を重ねてきた。

本検討委員会では、宿泊税を導入したあるいは導入予定の先行都市の状況の把握や、宿泊税の使途の考え方、課税要件等について宿泊事業者へのアンケート調査を参考に検討を行った。

2. 志摩市の情勢

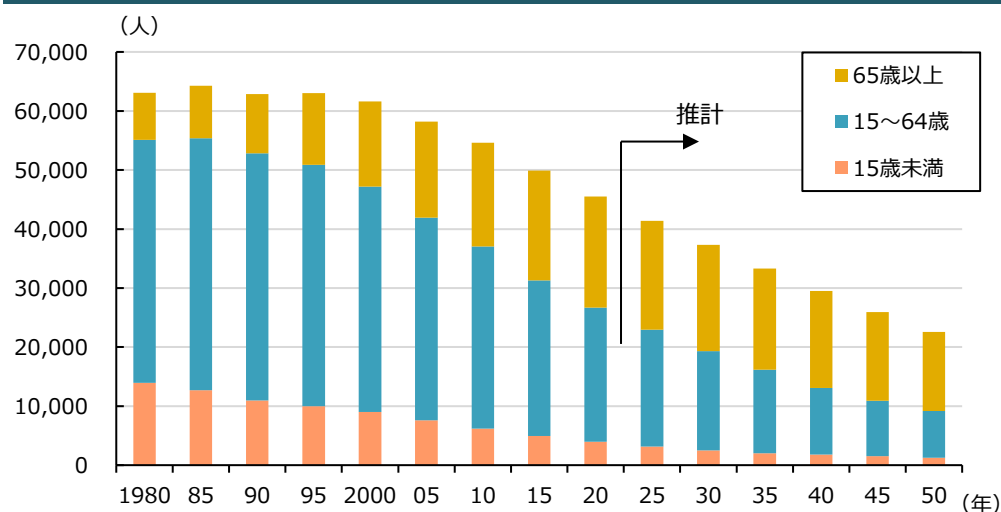
(1) 志摩市の人口推移と見通し

総務省「国勢調査」によると、志摩市の人口は2000年まで60,000人を上回っていたが、その後は減少し、2020年には46,057人と50,000人を割り込んでいる。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（2023年12月）によると、志摩市の人口は今後も減少を続け、2050年には22,561人と2020年比で49.1%の水準まで減少する見通しとなっている。

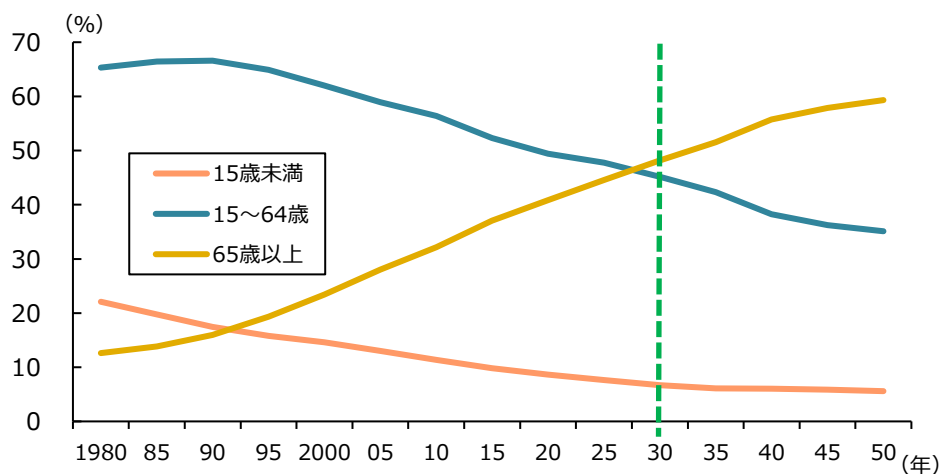
人口構造の側面からみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が拡大する一方で、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は縮小しており、この結果、2030年には高齢者人口が生産年齢人口の割合を上回る見通しとなっている。

図表2-① 志摩市の人口推移と将来見通し



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

図表2-② 志摩市の人口推移と将来見通し



（資料）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

図表 2 - ③ 三重県の市町別将来推計人口の推移

		【人口】							【指数】						
		(単位：人)							(2020年=100)						
市町名		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	
市 部	津市	274,537	266,699	257,719	248,305	238,368	228,120	217,792	97.1	93.9	90.4	86.8	83.1	79.3	
	四日市市	305,424	300,635	293,839	286,116	277,664	268,620	258,968	98.4	96.2	93.7	90.9	87.9	84.8	
	伊勢市	122,765	117,152	110,846	104,428	97,992	91,599	85,241	95.4	90.3	85.1	79.8	74.6	69.4	
	松阪市	159,145	151,069	144,752	138,350	131,675	124,818	117,839	94.9	91.0	86.9	82.7	78.4	74.0	
	桑名市	138,613	136,146	132,741	128,988	124,878	120,499	115,878	98.2	95.8	93.1	90.1	86.9	83.6	
	鈴鹿市	195,670	187,922	183,491	178,065	171,688	164,617	157,095	96.0	93.8	91.0	87.7	84.1	80.3	
	名張市	76,387	71,965	68,073	63,766	59,203	54,690	50,394	94.2	89.1	83.5	77.5	71.6	66.0	
	尾鷲市	16,252	14,351	12,645	11,042	9,584	8,296	7,125	88.3	77.8	67.9	59.0	51.0	43.8	
	亀山市	49,835	49,370	48,497	47,404	46,156	44,740	43,131	99.1	97.3	95.1	92.6	89.8	86.5	
	鳥羽市	17,525	15,513	13,869	12,311	10,816	9,409	8,107	88.5	79.1	70.2	61.7	53.7	46.3	
	熊野市	15,965	14,592	13,191	11,840	10,577	9,422	8,360	91.4	82.6	74.2	66.3	59.0	52.4	
	いなべ市	44,973	43,953	42,741	41,308	39,686	37,986	36,239	97.7	95.0	91.9	88.2	84.5	80.6	
	志摩市	46,057	41,412	37,300	33,325	29,533	25,931	22,561	89.9	81.0	72.4	64.1	56.3	49.0	
	伊賀市	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581	94.8	89.5	84.2	78.9	73.5	68.2	
町 村 部	木曽岬町	6,023	5,656	5,251	4,813	4,367	3,944	3,561	93.9	87.2	79.9	72.5	65.5	59.1	
	東員町	25,784	25,548	24,816	23,844	22,726	21,610	20,646	99.1	96.2	92.5	88.1	83.8	80.1	
	菟野町	40,559	39,615	39,254	38,731	38,059	37,232	36,237	97.7	96.8	95.5	93.8	91.8	89.3	
	朝日町	11,021	11,195	11,188	11,125	11,044	10,967	10,826	101.6	101.5	100.9	100.2	99.5	98.2	
	川越町	15,123	15,394	15,515	15,520	15,420	15,204	14,891	101.8	102.6	102.6	102.0	100.5	98.5	
	多気町	14,021	13,213	12,407	11,625	10,854	10,098	9,352	94.2	88.5	82.9	77.4	72.0	66.7	
	明和町	22,445	21,911	21,216	20,491	19,677	18,792	17,883	97.6	94.5	91.3	87.7	83.7	79.7	
	大台町	8,668	7,794	6,989	6,241	5,533	4,890	4,284	89.9	80.6	72.0	63.8	56.4	49.4	
	玉城町	15,041	14,733	14,355	13,927	13,480	12,970	12,389	98.0	95.4	92.6	89.6	86.2	82.4	
	度会町	7,847	7,332	6,784	6,229	5,671	5,107	4,573	93.4	86.5	79.4	72.3	65.1	58.3	
	大紀町	7,815	6,855	5,947	5,117	4,370	3,686	3,083	87.7	76.1	65.5	55.9	47.2	39.4	
	南伊勢町	10,989	9,180	7,715	6,388	5,233	4,265	3,427	83.5	70.2	58.1	47.6	38.8	31.2	
	紀北町	14,604	12,755	11,275	9,865	8,571	7,395	6,336	87.3	77.2	67.5	58.7	50.6	43.4	
	御浜町	8,079	7,464	6,858	6,313	5,771	5,228	4,690	92.4	84.9	78.1	71.4	64.7	58.1	
	紀宝町	10,321	9,522	8,719	7,944	7,191	6,429	5,713	92.3	84.5	77.0	69.7	62.3	55.4	
三重県全体		1,770,254	1,703,095	1,637,434	1,568,170	1,495,820	1,421,822	1,347,202	96.2	92.5	88.6	84.5	80.3	76.1	

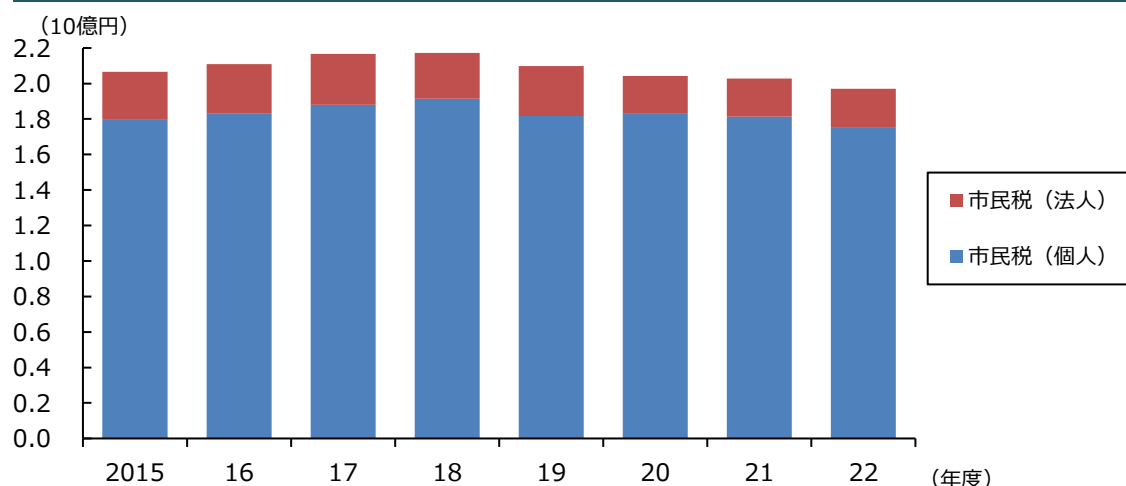
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

（２）市民税収の推移と見通し

志摩市の歳入のうち大きな割合を占める市民税収をみると、2015 年以降 2018 年にかけて緩やかに増加したが、2019 年以降は減少に転じ、2022 年度は 19.7 億円と直近のピークである 2018 年対比で▲9.2%の減少となった。

先行きについても、景気は緩やかに持ち直しの動きを続けているものの、市民税の大きなウェイトを占める個人については人口の減少が続くなかで大幅な上昇は見込みにくい状況となっている。

図表 2 -④ 志摩市の市民税収の推移

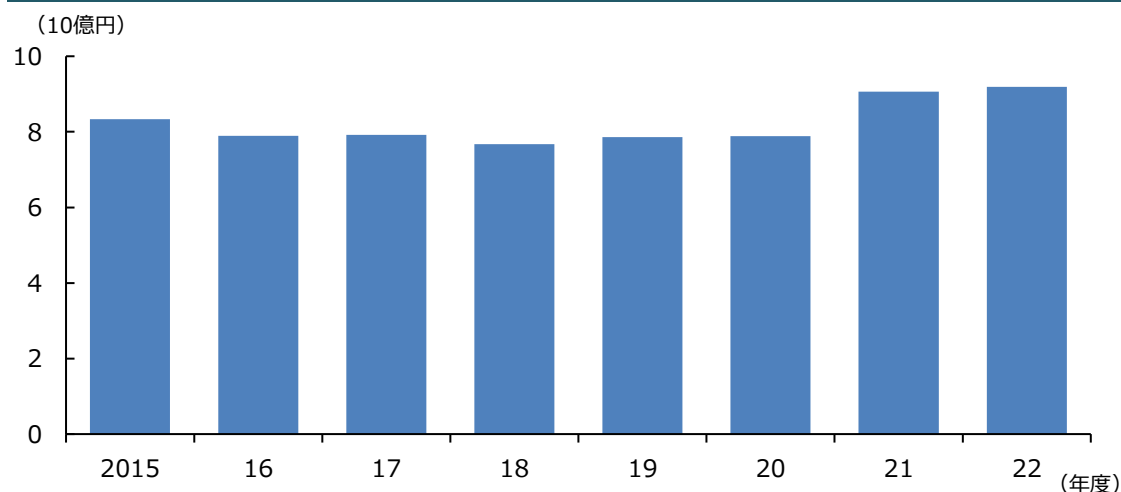


（３）民生費（社会保障費）の推移（一般会計）

歳出面をみると、少子高齢化が進行する中で社会保障関係の支出である民生費は増加傾向にあり、2022 年度は 91.9 億円となり、直近のボトムであった 2018 年度対比で+19.7%と大幅に増加している。

今後も高齢化が進行するなかで、民生費負担は増大していくとみられる。

図表 2 -⑤ 志摩市の民生費（社会保障費）の推移

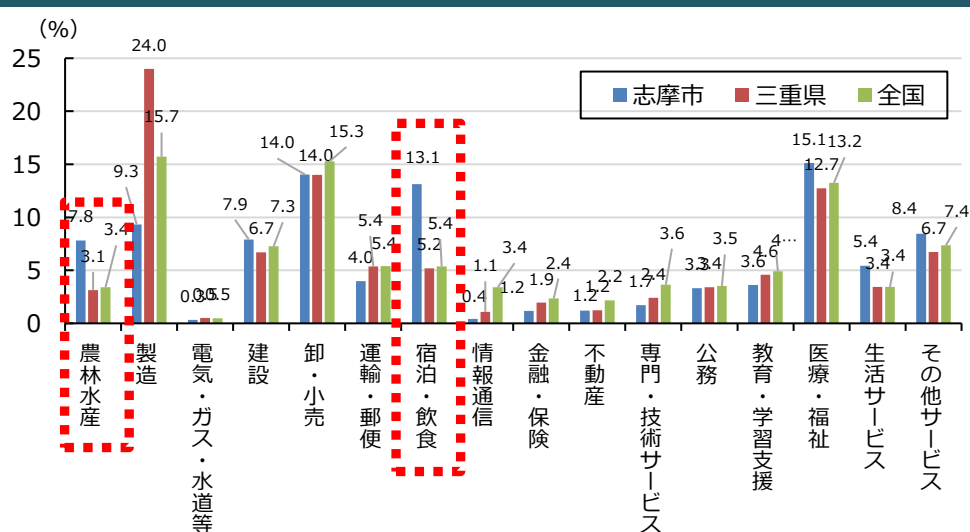


(4) 志摩市の産業構造

志摩市の産業構造を就業者構成の面からみると、志摩市は全国や三重県と比べて農林水産業と宿泊・飲食業の構成比が高くなっており、観光業が中心産業の一つになっていることが分かる。

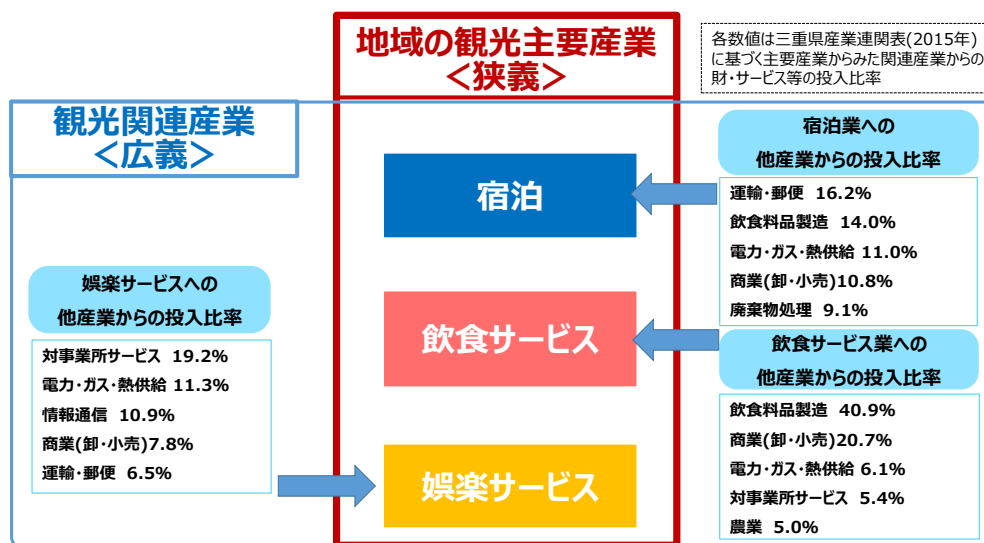
一般に地域の観光における主要産業は宿泊、飲食サービス、娯楽サービスなど（狭義の観光産業）を指すが、それぞれの産業は運輸・郵便や対事業所サービス、飲食品製造業、電気・ガス・熱供給、商業（卸小売）、廃棄物処理、農業など幅広い産業と密接に関係していることから、観光関連産業を広くとらえた場合には地域に幅広くすそ野が広い産業群を形成していると言える。

図表 2-⑥ 志摩市の就業者構成別の産業構造（2020 年）



(資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

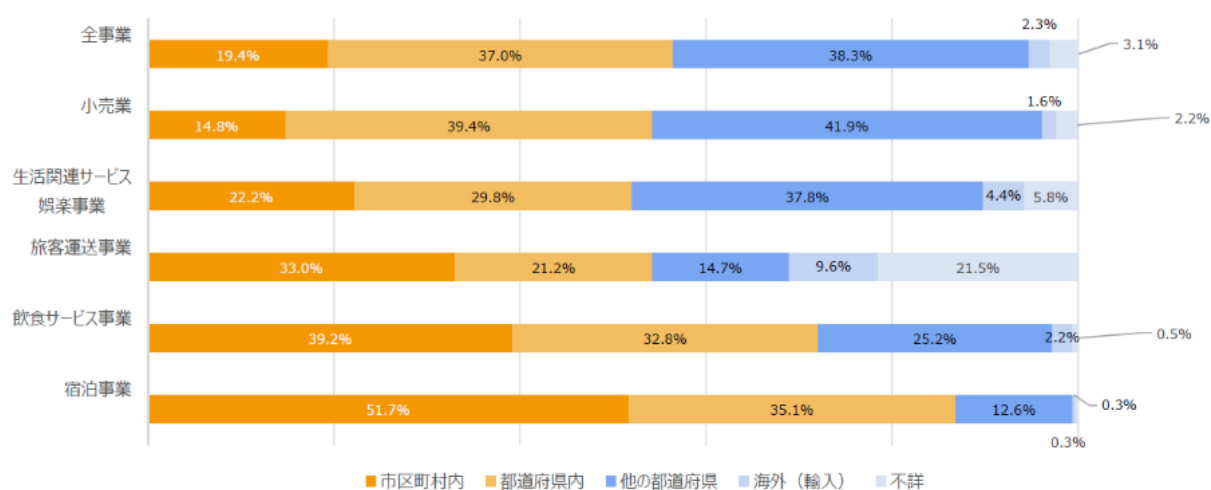
図表 2-⑦ 観光産業の体系（狭義と広義）



(資料) 三重県「三重県産業連関表」をもとに作成

また、観光の中心産業である宿泊業では、主な仕入れ・材料費・外注費などの支払先が同じ市区町村内や都道府県内の割合が他産業に比べて高い状況にあり、地域との結びつきが非常に強い産業であることがみてとれる。

図表 2 - ⑧ 主な仕入れ・材料費・外注費の支払先地域



（資料）日本銀行「地域活性化ワークショップ第 6 回『観光産業の活性化に向けた地域金融機関の取り組み』」

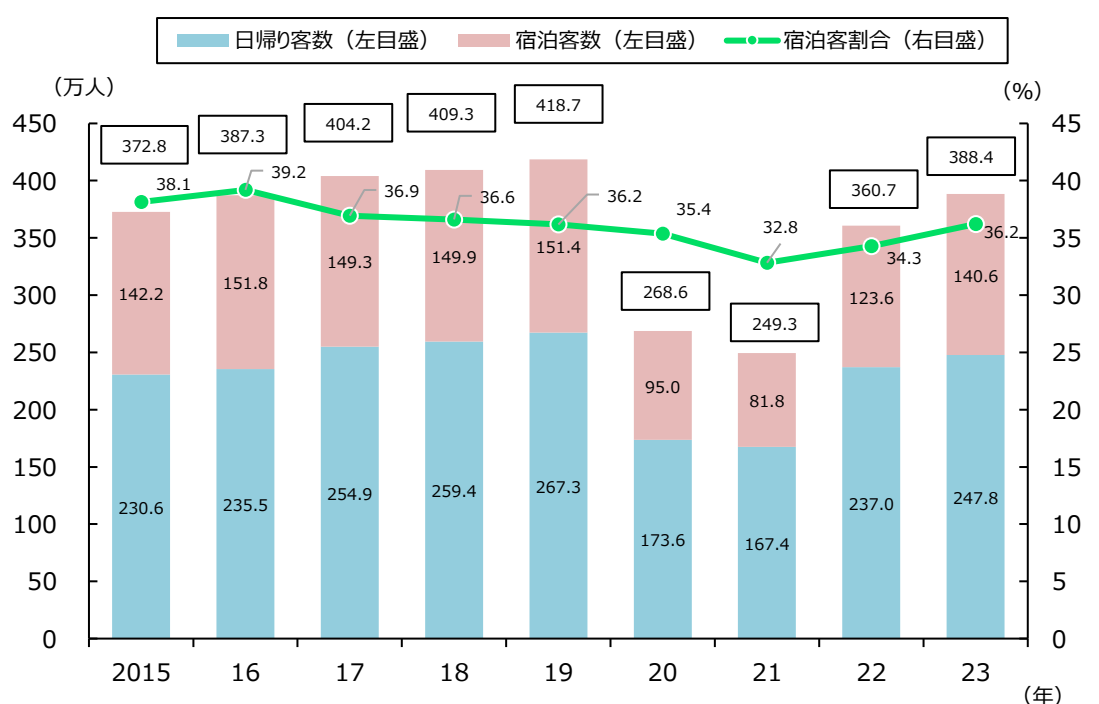
（５）志摩市の観光客の推移

志摩市の観光入込客数の動向をみると、2015 年以降は増加基調で推移し、2019 年には日帰り客が 267.3 万人、宿泊客が 151.4 万人の合計 418.7 万人となった。

もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 2020 年以降は低迷し、2021 年には日帰り客 167.4 万人、宿泊客 81.8 万人の合計 249.3 万人となり、2019 年対比で約 6 割の水準にまで落ち込んだ。

新型コロナの拡大が落ち着きを見せた 2022 年以降は徐々に回復し、2023 年度には日帰り客が 247.8 万人、宿泊客が 140.6 万人の合計 388.4 万人とコロナ禍前の 2019 年対比で約 93%の水準まで回復した。

図表 2-⑨ 志摩市の観光入込客数の推移



（資料）志摩市「志摩市観光統計」をもとに作成

3. 検討にあたっての論点

法定外目的税を創設するにあたっては、地方税法第 733 条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討の際は、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知）の内容も適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抜粋）

第 5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本検討委員会では、上記の検討内容等を踏まえ、「宿泊税導入の妥当性」や「宿泊税の用途」、「課税要件（課税客体・納税義務者等、特別徴収義務者、税率（税額）、免税点、課税免除等）」等について検討を行った。

4. 宿泊税導入の目的、使途について

(1) 先行自治体の導入の目的

下表のとおり、いずれの導入先行自治体においても、宿泊税の導入目的としては、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

図表4-① 導入先行自治体における導入目的

自治体名	導入目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	「都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

(2) 導入に係る基本的な考え方

志摩市においては、生産年齢人口、就業人口が減少するなか、取り巻く社会・自然環境の変化に対応しながら、地域産業の特徴である観光関連の産業振興と観光客をはじめ交流人口を増やすことで「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」のまちの将来像を実現するためには、新たな観光財源の確保は必要不可欠であり、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することで、来訪者の防災対策の充実、食や景観などの魅力向上、受入環境整備等の質的向上を図り、宿泊客の増加、税収増に繋げ、観光関連産業の発展が持続的なまちづくりに繋がる好循環を生み出したいと考えている。

（３）まちづくりの施策方針

志摩市では、平成 18 年 3 月に、以降 10 年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画である「第 1 次志摩市総合計画」を策定し、平成 28 年 3 月には、先の 10 年間の基本的な方針を定める「第 2 次志摩市総合計画」を策定し、令和 3 年には基本構想に示した目標に向けて進める施策を体系的に定めた後期基本計画を策定している。

志摩市総合計画は志摩市総合計画条例に定める、まちづくりの最上位の計画として位置づけられており、「持続可能なまちづくり」を目指すための経営戦略書として、さらには、まちの将来像である「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向けて 6 つの基本目標を設定し、そのなかで、地域産業の特徴でもある観光関連産業を含む「産業が元気なまちづくり」を掲げている。

図表 4-② 第 2 次志摩市総合計画（後期基本計画）で示される産業面（観光）の施策

2 まちづくりの施策方針

2.1 基本目標

まちの将来像「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け、施策体系の基本的な方針となる 6 つの基本目標を設定します。

目標 1 自然とともに生きるまちづくり

志摩市の豊かな自然環境は、この地域の伝統・文化を形成するものであるとともに人々の生活や産業の基盤となるものです。

この素晴らしい自然環境を次世代へ継承するため、日々の暮らしの中で、自然との良好な関係を築きながら自然環境の保全に努めるとともに、伊勢志摩国立公園にふさわしい景観の保全に取り組みます。また、自然と触れ合いながら、自然と市民との暮らしのつながりについて学ぶための環境教育にも取り組みます。さらには、海洋プラスチックごみ対策も含めたごみの発生抑制と資源の循環利用推進、温室効果ガスの排出削減、森・里・川・海のつながりの確保や水環境に配慮した排水処理の推進等により、持続可能な循環共生型の社会の構築を進めます。

目標 2 安全・安心なまちづくり

各種災害への備えが万全で、身の回りに危険や犯罪がない生活環境は、市民の快適な生活を支える基本となるものです。

地震津波や台風、集中豪雨などの自然災害の脅威に対し、公共施設の耐震化や河川・海岸の整備、自主防災組織の育成、市民の意識啓発など、総合的な防災・減災体制の強化に取り組みます。また、常備消防や消防団の充実・強化を図り、災害発生時の人的・物的被害の拡大を抑制します。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を含めた危機管理体制の強化も図ります。生活や地域の変化に対応した土地利用の適正化や増加する空家等の適正な管理を行い、住環境を整えるとともに、道路や公共交通などの生活基盤の整備に取り組み、快適で安全・安心なまちづくりを進めます。

目標 3 産業が元気なまちづくり

地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要な課題です。

志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあります。これらの地域産業を維持・強化するため、担い手育成等を図るとともに、6 次産業化の推進や創業支援、企業誘致により新たな産業や雇用の創出をめざします。あわせて漁場環境の改善や獣害対策等に取り組み、持続可能な生産基盤を整備します。また、観光地としての魅力を高める環境整備や情報発信に取り組むとともに、豊かな自然環境等を生かした体験型アクティビティを推進するなど、「ナショナルパーク」としての地域ブランド力の向上を図ります。



3-4

【関連するSDGs17の目標】

観光産業の振興



【めざす姿】 豊かな自然から生み出される志摩の魅力を最大限に生かした、市民一人ひとりが観光客をおもてなしできるまちをめざします。

■ 現状と課題

◇平成 28 (2016) 年に G7 伊勢志摩サミットの開催により、全国的に注目度が高まったことで、観光入込客数は順調に推移しています。しかし、日帰り客と宿泊客の比率を見ると、交通インフラの発達などによって、年々日帰り客の割合が高くなっていることから、より大きな経済効果をもたらす宿泊客の誘客が必要です。また、月別の観光客数は閑散期・繁忙期の格差が大きくなっていることから、雇用や収益性の安定のための閑散期の底上げと滞在期間の長期化が必要であり、新たな顧客層の獲得とともに、長期的な滞在に対応した体験型をはじめとする様々なコンテンツの充実が求められます。



美濃湾でのシーカヤック



志摩オートキャンプ場

◇外国人宿泊客数は、G7 伊勢志摩サミットが開催された平成 28 (2016) 年をピークに横這いとなっていますが、人口減少とともに国内旅行者が減少する見通しの中、消費単価の大きい外国人観光客の取り込みが重要です。外国人観光客の獲得のためには、広域観光周遊ルートを中心として情報発信等を強化するとともに、受け入れ環境の整備を図ることが求められます。また、あわせて自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けることを考慮に入れた施策展開が必要になります。

◇市内の観光施設等については、整備からかなりの年数を経過したものが多く、老朽化が顕著となっています。また、鉄道を利用して志摩市を訪れた観光客に向けた 2 次交通網の整備が不十分のため、市内に点在する観光地や観光施設、自然体験施設を訪れることが難しい状況です。

■ 取組の方向性

(1) 連携体制の強化

- 国、県、近隣市町や伊勢志摩観光コンベンション機構等との連携を強化し、伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境を活かした各種誘客プロモーションや広域的な観光イベントを実施します。
- 積極的な観光情報の発信や、多言語による観光案内体制の構築、スポーツツーリズムの推進等を図るため、志摩市観光協会や志摩スポーツコミッション等との連携を強化します。さらに、連携の到達点として、志摩市の DMO (観光地域づくり法人)・DMO (観光地経営会社) の設立をめざします。

(2) 集客力の向上

- 豊かな自然、歴史・伝統、地域のライフスタイルや食文化、スポーツなど「志摩の真の価値」を活かした体験型観光コンテンツの充実により、志摩市の魅力を伝え、志摩市ファン (リピーター) を増加させます。あわせて、学生合宿や修学旅行をはじめとする学生団体の誘客など、将来的な志摩市ファン (リピーター) の確保に向けた取組を強化し、持続可能な観光地経営をめざします。
- 宿泊を伴う滞在の長期化をめざし、新しい生活様式を踏まえた自然体験を中心とする体験型アクティビティやワーケーション (リゾートテレワーク) を推進するとともに、閑散期における誘客策として企業の福利厚生といった特定マーケットへの直接的なプロモーションを行うなど、観光客のニーズにあった効果的な誘客を図ります。

(3) 観光拠点の整備

- 国、県と連携して伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境・景観を維持し、「ナショナルパーク」にふさわしい快適な観光環境の整備を進めます。
- 観光施設等については、計画的な予防保全と長寿命化など適切な維持管理を行うとともに、施設のバリアフリー化や多言語対応などを進め、多様なニーズに応えられる観光地づくりをめざします。

(4) 観光交通網の整備

- 観光施設等の様々なコンテンツ間を結ぶ移動手段について、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、遊覧船・定期船事業者等との連携を強化し、観光客に向けた二次交通網の整備など、周遊・まち歩きのための環境整備を進めます。

■ 施策の主な成果指標

	指標項目	現状値	R7 の目標値
●主指標	観光入込客数	4,187 千人 (R1)	4,750 千人
○副指標	延べ宿泊者数	1,514 千人 (R1)	2,000 千人
○副指標	修学旅行受入学校数	250 校 (R1)	400 校

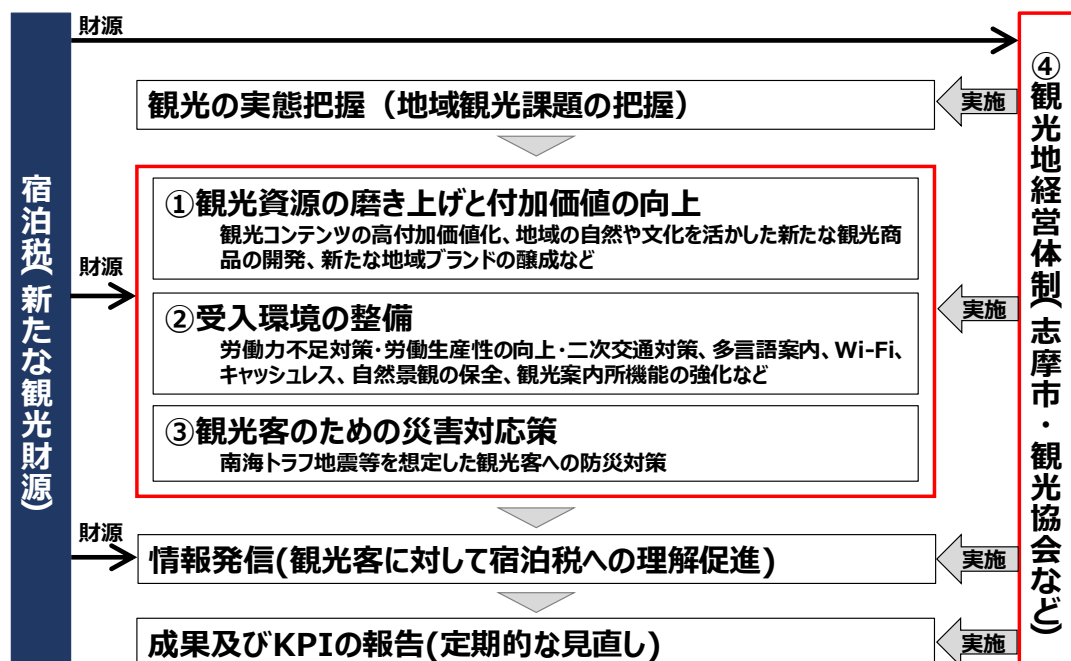
■ 市民・事業者等が取り組んでいくこと

・気持ちよく滞在してもらえよう、志摩市を訪れた人をおもてなしの心をもって迎えましょう。

（４）宿泊税の使途

宿泊税の使途については、訪問客への還元を基本とし、新規事業、既存事業の拡充又はこれらの事業への効果的な継続のために充当することを前提に、「①観光資源の磨き上げと付加価値の向上」、「②受入環境整備」、「③観光防災対策」、「④（①②③を実現するための）観光地経営体制の整備」を中心に大きく４つに分類している。

図表４-③ 宿泊税を用いた観光推進施策の４本柱



(5) 宿泊税を財源とする取組

使途の概要		取組
宿泊税使途の4本柱	①観光資源の磨き上げと付加価値の向上	・景観整備・環境保全 ・ハード・ソフトの高付加価値化 ・地域の自然や文化を活かした新たな観光商品の開発 ・新たな地域ブランドの醸成など
	②受入環境の整備	・働き手不足対策・労働生産性の向上 ・二次交通対策 ・多言語案内 ・W i - F i ・キャッシュレス ・自然景観の保全 ・観光案内所機能の強化
	③観光客のための災害対応策	・南海トラフ地震等を想定した観光客への防災対策
	④観光地経営体制 (志摩市・観光協会など)	・データ収集／分析（マーケティング） ・地域ブランディング施策 ・地域事業者の収益機会向上施策 ・上記①②③の実施体制の整備／リリース ・地域観光人材の育成／獲得

5. 宿泊税導入の課税要件について

本検討委員会では、「宿泊税」の課税要件について、先行して宿泊税を導入している自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート調査等を参考にしながら検討を行った。

（１）課税客体、納税義務者等

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」等のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。

委員会としては、課税客体を宿泊施設への宿泊行為とした場合には、宿泊者が享受する行政サービスは、施設の種類により大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが適当との方針である。

【委員会方針】

課税客体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数

図表５-① 宿泊税導入先行自治体の状況（課税客体、納税義務者等）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
課税客体	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	都内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館	府内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	県内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	町内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊
納税義務者	上記施設への宿泊者									
課税標準	上記施設への宿泊数									1人、1部屋又は1棟の宿泊料金

（２）特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法で行っている。

委員会としては、導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が妥当であり、また、申告期限についても、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は３か月ごとに申告納入）することが適当との方針である。

【委員会方針】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、３か月ごと申告納付が可能

図表５-② 宿泊税導入先行自治体の状況（特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
特別徴収義務者	・上記宿泊施設の事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者									
徴収方法	特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納入する									
申告期限	毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を納入する ※一定の要件を満たす場合は、３か月ごとに申告納付可能									

(3) 税率（税額）、免税点

導入先行自治体において、概ね 100 円から 1,000 円の間で設定されており、税率（税額）は一律又は宿泊料金に応じて税率（税額）が変わる制度としており、東京都及び大阪府は免税点を設けている。

宿泊事業者アンケートでは、税率（税額）について「定額制」が良いとする意見が 38.6%と最も多い一方、「段階定額制」(24.1%)、「定率制」(14.5%) も合わせて 38.6% となり、意見は拮抗した。宿泊料金別にみると、宿泊料金が 1 万円未満の施設では宿泊税に差を設けた方が良い意見が多い一方で、1 万円以上の施設では定額制を期待する意見の方が多く結果となった。

本検討委員会でも、「伊勢志摩 3 市の共通性」、「定額の方が事務負担やシステム対応が軽減される」との意見が出た一方、「簡易宿泊所から高級ホテルまで志摩市の宿泊施設は客単価が多様で一律の税額には違和感」、などの意見が出た。

これらの意見を踏まえ、A 案「一律 200 円の定額制」、B 案「宿泊料金 50,000 円未満は 200 円、50,000 円以上は 500 円の税額」の 2 案について、第 3 回委員会で議論したい。

また、享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点は設けないこととするのが適当との方針である。

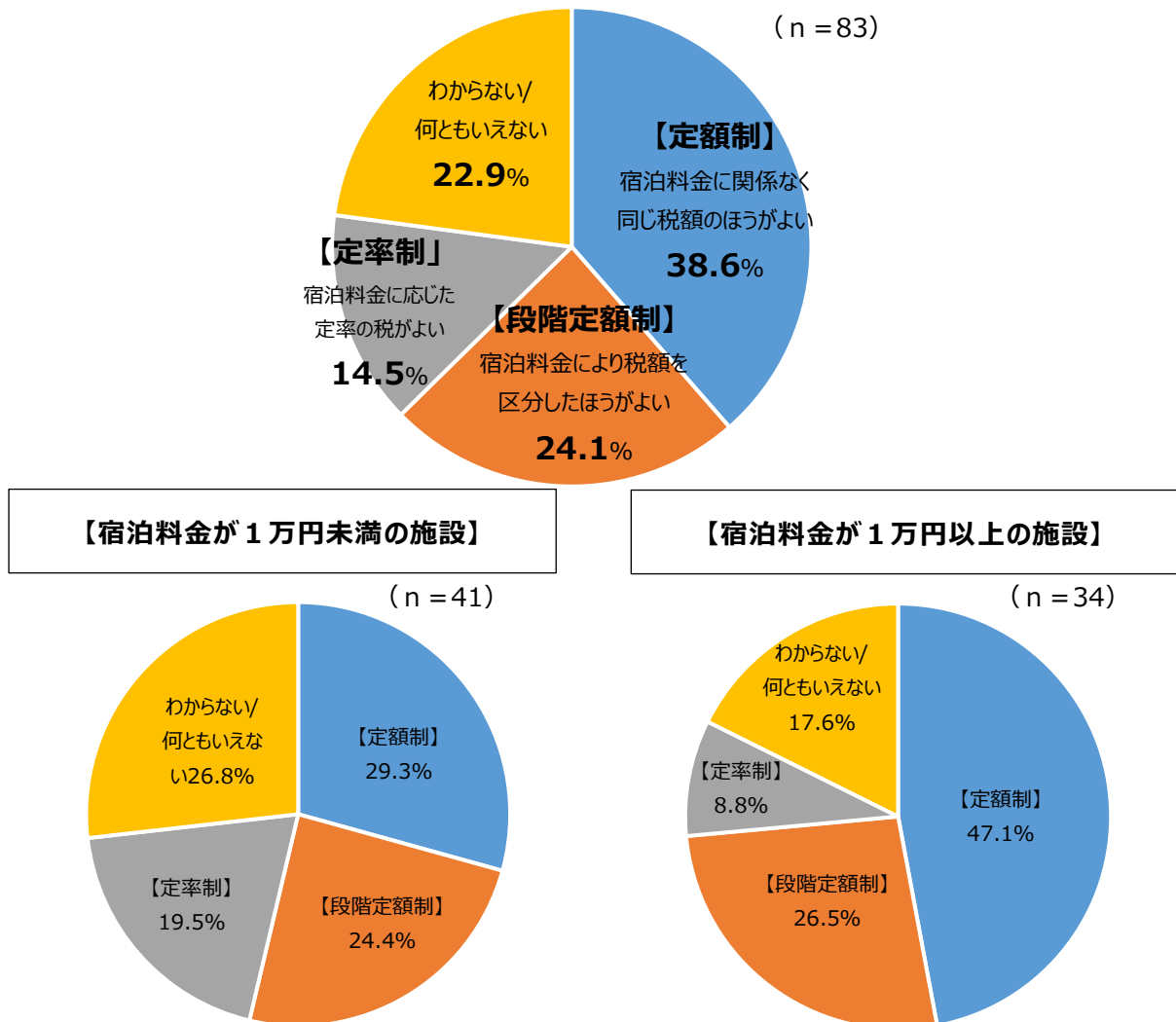
【委員会方針】

税率 (税額)	【A 案】 1 人 1 泊につき一律 200 円
	【B 案】 1 人 1 泊につき宿泊料金が 50,000 円未満：200 円 同 50,000 円以上：500 円
免税点	なし

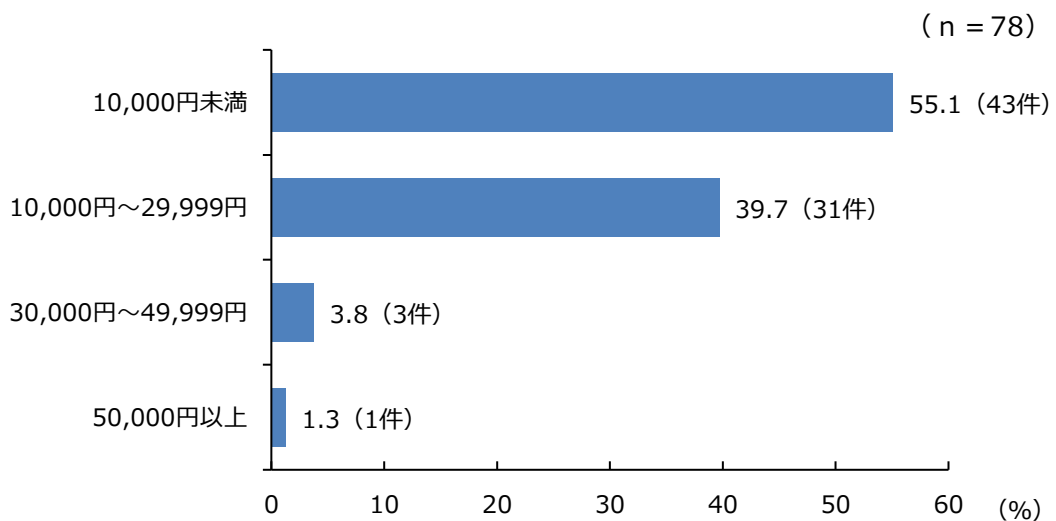
図表 5-③ 宿泊税導入先行自治体の状況（税率（税額）、免税点）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
税率	1人1泊について、宿泊料金が					1人1泊につき	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊または 1部屋1泊の
		① 1 万 円 未 満：非課税 ② 1 万 円 以 上 1 万 5 千 円 未 満：100 円 ③ 1 万 5 千 円 以上：200 円 ※見直す方向 で検討	① 7 千 円 未 満：非課税 ② 7 千 円 以 上 1 万 5 千 円 未 満：100 円 ③ 1 万 5 千 円 以 上 2 万 円 未 満：200 円 ④ 2 万 円 以 上：300 円 ※見直す方向で 検討	① 2 万 円 未 満：200 円 ② 2 万 円 以 上 5 万 円 未 満：500 円 ③ 5 万 円 以 上：1000 円 ※見直す方向で 検討	① 2 万 円 未 満：200 円 ② 2 万 円 以 上：500 円	200 円 ※福岡市、北九 州市内の宿泊 施設は50円 ※その他、新た に宿泊税を県内 市町村が課す場 合、100 円	① 2 万 円 未 満：200 円 ② 2 万 円 以 上：500 円 (上記いずれも、 うち県税50円)	200 円 (うち県税 50 円)	① 1 万 円 未 満：100 円 ② 1 万 円 以 上 2 万 円 未 満：200 円 ③ 2 万 円 以 上：500 円	宿泊料金の2%
免税点	なし	1 万円	7 千 円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満		非課税	非課税	200 円	200 円	200 円	150 円	150 円	100 円	※5千円の場合 100 円
7千円～ 1万円未満		非課税	100 円	200 円	200 円	200 円	150 円	150 円	100 円	※7千円の場合 140 円
1万円～ 1.5万円未満		100 円	100 円	200 円	200 円	200 円	150 円	150 円	200 円	※1万円の場合 200 円
1.5万円～ 2万円未満		200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	150 円	150 円	200 円	※1.5万円の場合 300 円
2万円～ 5万円未満		200 円	300 円	500 円	500 円	200 円	450 円	150 円	500 円	※2万円の場合 400 円
5万円～		200 円	300 円	1,000 円	500 円	200 円	450 円	150 円	500 円	※5万円の場合 1,000 円

図表 5 - ④ 宿泊税の税率（税額）について



図表 5 - ⑤ 施設規模（1 人 1 泊あたりの宿泊料金）



（４）課税免除

導入先行自治体のうち、京都市、長崎市、倶知安町は、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について、さらに長崎市はそれらに加えて部活動または地域のクラブチームとして大会参加、倶知安町では町内における中高大・高専・専修学校の職場体験についても課税免除としている。

委員会としては、課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑になることから、課税免除は「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみとするのが適当との方針である。

【委員会方針】

課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
-------------	-----------------

図表５-⑥ 宿泊税導入先行自治体の状況（課税免除）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
課税免除	外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊									
				修学旅行その他学校行事					修学旅行その他学校行事 部活動または地域のクラブチームとして大会参加	修学旅行その他学校行事 中高大・高専・専修学校の職場体験

（５）課税期間（見直し期間）

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

導入先行自治体において、福岡市や北九州市は条例施行後３年経過時に見直しを行い、その後は５年ごとに、長崎市は３年ごとの見直しを行うこととしている。

委員会としては、多くの導入先行自治体と同様に、条例施行後５年ごとに見直しを行うことが適当との方針である。

【委員会方針】

課税期間 (見直し期間)	条例施行後５年ごとに見直し
-----------------	---------------

図表５-⑦ 宿泊税導入先行自治体の状況（課税期間（見直し期間））

課税 団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
見直し	条例施行後5年ごと					なし	条例施行後3年、 その後５年ごと		条例 施行後 3年ごと	条例 施行後 5年ごと

（６）特別徴収交付金等

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、導入先行自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。

導入先行自治体は全て 2.5%の交付金等を交付していることを踏まえると、志摩市においても同率である 2.5%の特別徴収交付金を交付することが適当との方針である。

【委員会方針】

特別徴収 交付金	納期内納入額の 2.5%
-------------	--------------

図表 5 - ⑧ 宿泊税導入先行自治体の状況（特別徴収交付金等）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俣知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
交付額	納期内納入額の2.5%	納付金額の2.5% 導入から5年間は+0.5%	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0% 導入から5年間は+0.5%	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5%	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% ※令和5年度までは申告納入月1月につき1000円加算	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%			納期内納入額の2.5%	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0% 導入から5年間は+0.5%
交付上限額	なし	100万円	なし	200万円	前期、後期それぞれ 50万円	なし	なし	なし	50万円	なし

（７）入湯税

入湯税においては、入湯客 1 人 1 日について 150 円を設けており、宿泊税の創設によって、宿泊の入湯者に新たな負担が生じることについて議論が必要であったが、入湯税と宿泊税は使途、目的、課税客体などが異なる点、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である点などを考慮し、委員会の方針では、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正検討は行わないこととした。

図表 5-⑨ 志摩市における入湯税の状況

項目	概 要
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
税率	入湯客 1 人 1 日について 150円 (1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う)
課税免除	・年齢12歳未満の者に対しては課さない。 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として入湯する者に対しては課税しない。(※) (※) 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のこと。
徴収方法の特徴	入湯行為に対する税のため、 有料・無料にかかわらず徴収する必要がある。

（８）志摩市の宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）

各検討項目における要件についての委員会方針は以下の通りである。

項目	要件	考え方
課税客体 納税義務者 課税標準	●課税客体 市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ●納税義務者 宿泊施設への宿泊者 ●課税標準 宿泊施設への宿泊数	・課税客体を宿泊行為とした場合には、享受する行政サービスにおいては、宿泊施設による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とする。
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	●特別徴収義務者 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ●徴収方法 特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する） ●申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、３か月ごと申告納付が可能	・導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当である。
税率（税額）	【Ａ案】 １人１泊につき一律 200 円 【Ｂ案】 １人１泊につき宿泊料金が 50,000 円未満：200 円 50,000 円以上：500 円	・今後、必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案。 ・伊勢志摩３市の協調。 ・宿泊事業者の負担軽減を図る必要がある。 ・高額な宿泊料金の宿泊者には応分の負担を頂く。
免税点	なし	・享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがな

		いため、課税の公平性の観点から免税点を設けない。
--	--	--------------------------

項目	要件	考え方
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・ 課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑。
課税期間 (見直し期間)	条例施行後 5 年ごとに見直し	・ 定期的に宿泊税のあり方、効果を検証する必要がある。 ・ 多くの導入先行自治体が 5 年ごとに見直しをしている。
特別徴収義務者 報奨金	納期内納入額の 2.5%	・ 特別徴収の事務負担を考慮する必要がある。 ・ 導入先行自治体の状況を踏まえて検討。

6. 委員からの主な意見

(1) 導入の妥当性について

- ・ 当地の主幹産業は観光業であり、卸小売を含めて多くが観光関係に従事している。
- ・ 宿泊・飲食業は多くの業界と結びついている。志摩市は観光と地域の産業との関わりが強く、金額や就業人口だけでなく産業全体を見ていく必要がある。
- ・ 志摩市というエリアの場合、観光客数の把握という点では、出入口では捕捉が困難かつ観光と仕事の区別が困難。宿泊者を対象とすることが一番捕捉しやすい。
- ・ 個人的には宿泊税についてポジティブに捉えていたが、アンケート結果をみると意外とネガティブな意見が多いという印象を受けた。
- ・ アンケート結果では、宿泊税に関してネガティブとポジティブが拮抗しているようなイメージを受けた。
- ・ 「宿泊税を活用した方が良い」という回答もあれば、「他の財源を活用した方が良い」という声もある。これは宿泊税のイメージによって変わってくるのだと思う。必ずしもポジティブな意見ばかりでもないし、ネガティブな意見ばかりでもないと感じた。
- ・ アンケートでは、「わからない」や「何ともいえない」との回答が半分くらいとなっている。市が「宿泊税についての説明会」を7月に2回開催したが、それに参加した方は分かっているという方が半数ほどいて、それがこのアンケートにも反映されているのではないかと。丁寧に説明を頂ければ、殆どの方が分かると思う。説明会に参加できなかったことで、「わからない」という回答をされたのではないかと。

(2) 宿泊税の使途について

- ・事務局が示した使途の案は妥当だと思うが、それぞれが同じウェートか強弱を付けるかの検討が必要。
- ・宿泊業は人材不足が課題であり、観光が栄え従業員賃金が上がれば働く人も増える。PR やブランド力強化などに財源を確保できれば有難い。
- ・観光客に対する災害対応に用いるのが良い。安心・安全に宿泊して貰うために宿泊税を使うと、顧客に思いも伝わるのではないか。宿泊税はふるさと納税に近い部分があり、顧客に税が還元されていることの見える化が重要ではないか。
- ・外から志摩に来る立場の人間からすると、「宿泊施設を良くする」、「従業員の確保」などは企業努力で行うもので、これらに宿泊税を使うのはどうか。冷たい言い方になるが、その発想の転換が必要。アンケートでは他に違う意見も出ており安心したが、我々としては、そこを施設の方に説明をするのが大事だと感じた。
- ・アンケートで使途に景観整備や環境保全が挙がっているのは、恐らく自分の敷地のことではなく、見える景観の整備だと思う。また、施設改修は自分のところではなく公共施設の改修だと理解した。しかし、そうではないと捉える人がいるかもしれない。二次交通も同様で、これは自分たちのためもあるが、もっと地域の二次交通を整備して欲しいという解釈をした。もっとも、人材の話は企業努力の側面もあると思う。
- ・Wi-Fi 環境や表示も重要だが、それがあるから来るというより、「あったらいいな」という感じではないか。折角やるのであれば、「これがあるから志摩に来る」というところにお金を使いたい。
- ・志摩の観光について、知名度、満足度を上げていくという意味では、まだまだだと思う。宿との往復が多い現状を考えると、楽しんで貰うような将来的な投資やツールという意味では改善していく必要がある。
- ・横山展望台は志摩市において一大観光資源であると捉えて、皆が集中的にアピールしていくと、それに対する二次交通が必要になる。どういう戦略、発想で志摩市の良さやコンテンツを売っていくかによって、宿泊税の使い方も変わってくる。
- ・横山展望台に行くことはできるが、行った人を志摩で周遊させようと思うと、そういう交通はない。

- ・観光協会のレンタサイクルで横山や安乗埼灯台など、いろいろなところへ移動される方がいる。やはり二次交通の無さが皆さんから日々聞く悩みである。
- ・昔は英虞湾には 170 施設ほど真珠の養殖場があったと聞いており、真珠文化を知らしめるような施設が欲しいという要望が過去からずっとあった。
- ・閉鎖施設の跡地に何か施設を作るなど活用できないか。

(3) 課税要件について

<総論>

- ・ 宿泊税にはシステム導入や顧客説明など事務負担が発生。その負担への対応や導入時期についても検討して欲しい。
- ・ 伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町などが入っている伊勢志摩コンベンション機構もあり、できれば3市で統一した宿泊税が良いのではないかと。財政力は違うが、スタートは一律が妥当ではないか。その後に見直しも可能。お客様が伊勢志摩地域に来た時に「宿泊税が違う」「高い、安い」という感想を持たれるのはどうか。

<税率（税額）について>

- ・ 志摩市の特徴は、簡易宿泊所から、非常に高級なホテルまで宿泊金額にかなり多様性があること。鳥羽市は宿泊が質量とも多く、それに比べ志摩市は非常に多様性を持っている。それで税額が一律となると少し違和感がある。
- ・ 市内には高級な施設もあり、一律 200 円にして良いのか。これは要検討だと思う。
- ・ 宿泊税の額を各宿泊施設が宿泊料金からブレイクダウンして、飲食単価、宿泊単価の金額を出す。シーズナリティが変わって料金が変わっていけば、その都度変わることになる。
- ・ 事業者側からみると、一律定額というのは分かり易く、負担感が軽減されるかもしれない。一方でお客様からみると、宿泊料が安い方も高い方も一律というのが公平だとみられるか。納税頂く方の意識も考えなければいけない。

<課税免除について>

- ・ 修学旅行者が多い中で課税免除にしないというのは少し意外だが、逆に修学旅行だから免除しないのは一つの考え方だとも思った。
- ・ 単価が低い宿泊施設の場合は、負担感が高くなる。

(4) その他

- ・インバウンドの回復が他地域に比べて遅れているのは、地域の魅力が上手く発信できていない可能性。
- ・コロナや地震リスク等を踏まえると、観光産業は安定したものではない。そこに付随する宿泊税も安定とは言い切れない。今後、通常と異なる事態が発生した場合を想定して、どうするかという議論も必要。

第3回終了後に記載予定

参考 1 宿泊事業者へのアンケート調査結果

(1) 調査目的

志摩市の観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源について検討するにあたって、観光財源のひとつである「宿泊税」について、市内で宿泊業を営む事業者の皆様に意向を確認する。

(2) 調査概要

項目	内容
調査対象者	旅館業法に基づく営業許可、または住宅宿泊事業法に基づく届出により宿泊事業を営む事業者
調査方法	アンケート調査票を対象事業者に郵送し、WEB、FAX、メール、郵送にて回答を依頼
調査実施時期	2024年9月9日(月)～9月27日(金)
回答数	88/180件(回答率：48.9%)

(参考) 宿泊事業者のアンケート調査票

新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関する
アンケート調査のご協力のお願い

宿泊事業者のみなさま

志摩市では、観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源について検討しています。

本アンケートは、観光財源のひとつである「宿泊税」について、市内で宿泊業を営む事業者の皆様にご意見をお聞きするものです。お手数をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本アンケートは志摩市における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計結果は公表する予定ですが、個々の回答者が判別できるような表現は行いません。

志摩市観光経済部観光課

【宿泊税とは？】

宿泊税は、ホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して課税するもので、各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使途については自治体の条例で定めます。

全国の事例としては東京都、大阪府、福岡県の3都府県のほか、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が導入しています。

※参考資料として、令和6年7月に開催した事業者様向けセミナーの資料（抜粋版）を同封しています。

【提出期限】

令和6年9月27日（金）までに志摩市役所観光経済部観光課へご提出をお願いします。

【アンケートの提出方法】

①志摩市観光経済部観光課へ提出（ファックス、メール、同封の返信用封筒）

②インターネットからの回答（以下、URLまたはQRコードからご回答をお願いします）

なお、本アンケートの内容でご不明な点は以下の【問い合わせ先】へお問い合わせください。

URL：https://questant.jp/q/shimashi



【提出先及び問い合わせ先】

志摩市観光経済部観光課

担当：遠阪、島田

TEL：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

メール：kanko@city.shima.lg.jp

1. 基礎的な質問

Q1 施設名を記載してください。

施設名	
-----	--

Q2 施設の種別について、該当するものを1つお選びいただき印をお付けください。

施設の種別	☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 民宿 ☐ 住宅宿泊事業を行う届出住宅 ☐ 簡易宿泊所（ゲストハウスを含む） ☐ その他（ ）
-------	--

2. これからの志摩市の観光振興に求めること

Q3 観光を主な産業とする志摩市において、さらに観光振興を図り、まちを良くしていくために重点的に実施していれば良いと考えるものを5つまでお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

1 デジタルツール等を活用した来訪者分析や顧客ニーズ調査（マーケティング）	8 景観の整備・環境の保全
2 インバウンドを含む観光客の受入環境整備	9 2次交通の維持・充実
3 経営者や従業員向けの研修やセミナー	10 農水産物等の資源の保護・活用
4 従業員確保の雇用対策支援	11 地域文化の保護・発展
5 施設改修等の支援	12 他地域との連携による広域観光の推進
6 観光客を含む防災対策の充実	13 事業者間の連携強化・交流機会の充実
7 誘客プロモーションの充実	14 観光施策の成果や観光動向の見える化
	15 その他（ ）

3. 宿泊税の導入について

Q4 宿泊税は、全国的に注目されている新しい税金の仕組みです。現時点で宿泊税に対してどのように理解されているか1つお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

※参考資料として、令和6年7月に開催した事業者様向け勉強会の資料を抜粋して同封しています。

1 宿泊税について、どのような制度か知っている
2 宿泊税という名前を知っているが、内容については詳しく知らない
3 わからない／何ともいえない
4 その他（ ）

Q5 宿泊税に対してどのようなイメージがあるか1つお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

1 どちらかというとポジティブ（肯定的）なイメージを持っている
2 どちらかというとネガティブ（否定的）なイメージを持っている
3 ポジティブ、ネガティブ両面のイメージを持っている
4 わからない／何ともいえない
5 その他（ ）

Q6 宿泊税について、感じている具体的なイメージを教えてください（複数回答可）。

1 近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている財源である
2 海外では一般的であり、特にインバウンド観光客からは理解が得やすい
3 宿泊税により税収が増えることで、観光振興のために使われる予算の増加につながる
4 観光客から徴収し、観光振興のために使われる合理的な制度である
5 宿泊税による税収が本来の観光振興の目的に使われるよう仕組みを考える必要がある
6 地域として観光振興に力を入れればそれだけ宿泊税の税収が増える
7 日帰り観光客からは徴収しないため不公平感がある
8 宿泊客の理解、徴収時の宿泊施設の事務的な負担など導入に対する不安がある
9 入湯税との違いがわかりにくい
10 宿泊税について聞いたことがない／よくわからない
11 その他（ ）

Q7 新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。

1 宿泊税を課税し、観光振興施策に活用した方がよい
2 他の財源により、観光振興施策を進める方がよい
3 わからない／何ともいえない
4 その他（ ）

Q8 宿泊税の導入により貴施設へ想定される影響について、以下の各項目において該当するものをそれぞれ1つお選びいただき印をお付けください。また、その理由を教えてください。

・集客	☐ 影響がある ☐ 影響がない ☐ わからない／何ともいえない
・手間	☐ 影響がある ☐ 影響がない ☐ わからない／何ともいえない
・システム改修	☐ 影響がある ☐ 影響がない ☐ わからない／何ともいえない
・その他	（ ）

回答した理由

--

Q9 他の自治体の宿泊税においては、下の表1の通り宿泊料金（食事代を除く）により税率（税額）が異なる仕組みになっています。宿泊税を導入している自治体の事例を参考に、貴施設のお考えに該当する番号を1つお選びいただき印をお付けください。

表1 全国の3つの事例①～③

	事例① 北九州市	事例② 京都市（京都府）	事例③ 倶知安町（北海道）
税率 （税額）	1人1泊 200円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	1人1泊について、 宿泊料金×2%

- 1 宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい（事例①）
- 2 宿泊料金により税額を区分したほうがよい（事例②）
- 3 宿泊料金に応じた定率の税がよい（事例③）
- 4 わからない／何ともいえない

Q10 宿泊税の使途（使い道）について望むことを教えてください（自由記述）

--

4. その他の質問

Q11 貴施設の2023年度の施設規模（客室数、収容人数、年間宿泊者数等）について可能な範囲で教えてください。なお、ご回答いただきました内容は宿泊税の検討のみに使用し、個々の回答者が判別できるような表現は行いません。

	記入例	ご回答欄
総部屋数	20	
収容可能な部屋数（※1）	15	
収容人数	40	
年間宿泊者数（実人数）	8,000	
年間宿泊者数（延べ人数）	10,000	
年間稼働率	70	
目標年間稼働率	80	
1人1泊あたり宿泊代金（※2）	ア 10,000円未満 ウ 30,000円～49,999円	イ 10,000円～29,999円 エ 50,000円以上

※1 従業員や施設の都合等で提供可能部屋数に制限のある場合、ご回答ください。

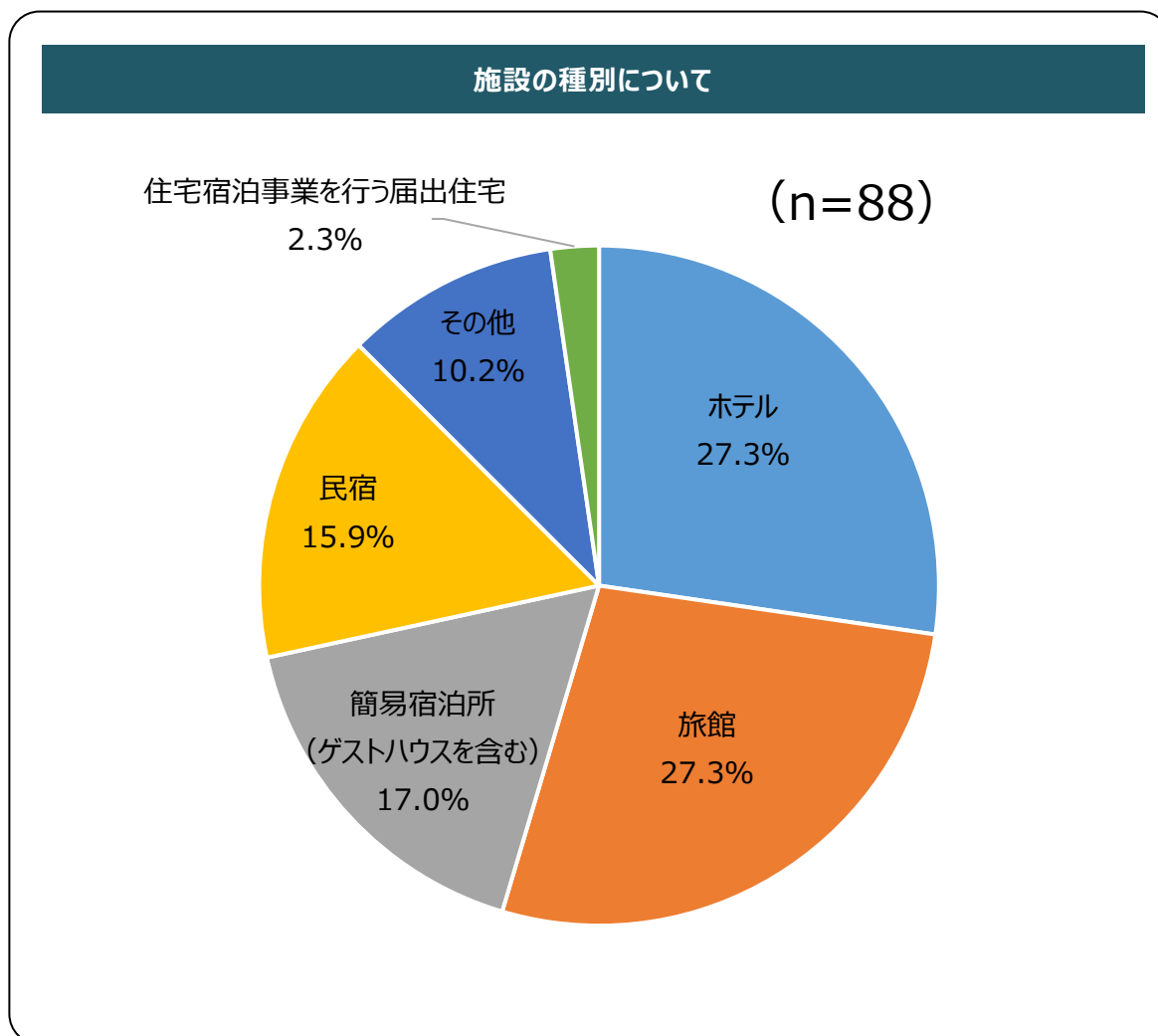
※2 該当に○をお付けください。食事代等を除いた宿泊代金をご回答ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

Q2. 施設の種別について、該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

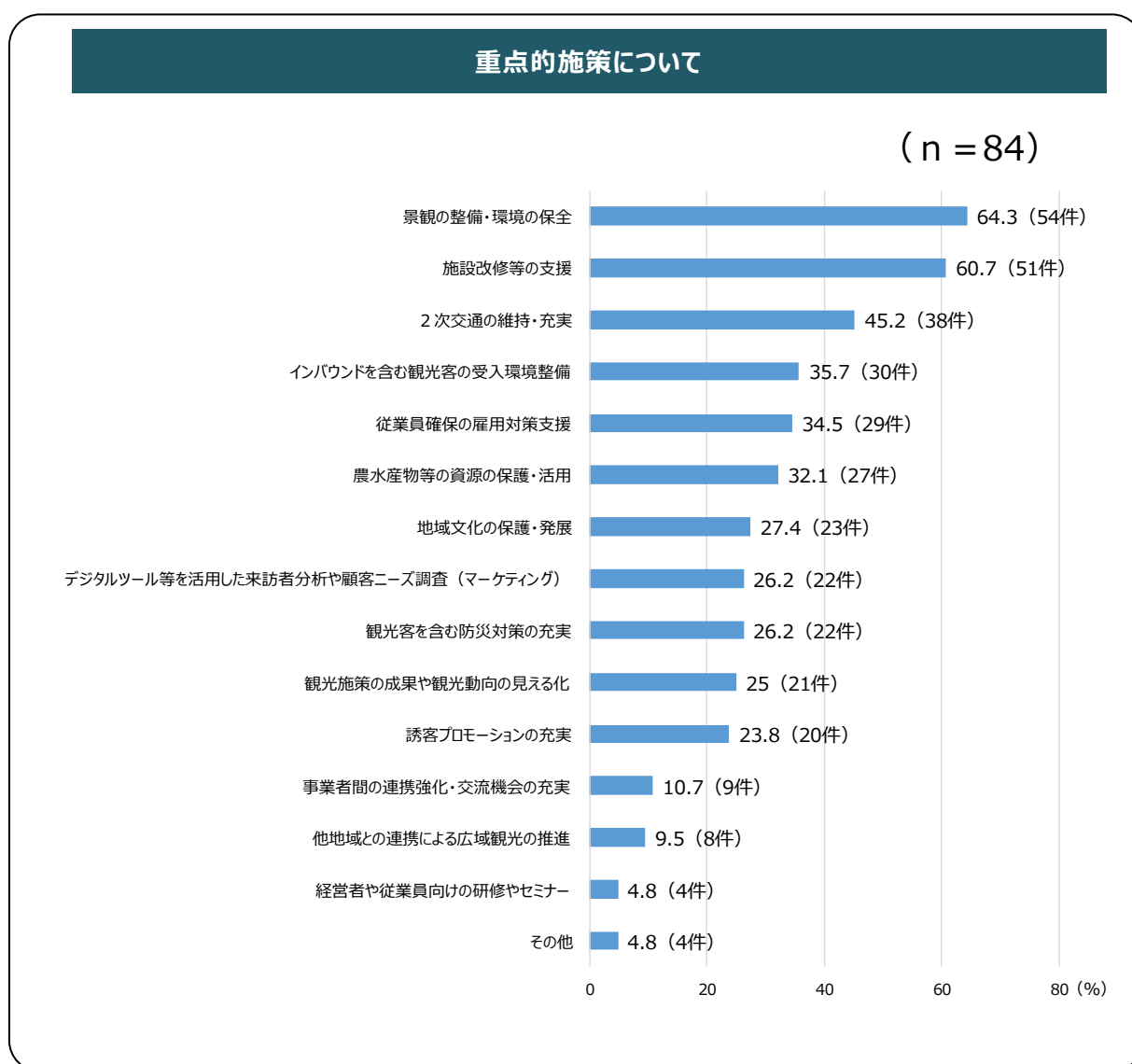
施設の種別は、「ホテル」と「旅館」がそれぞれ 27.3% (24 施設) と最も多く、次いで「簡易宿泊所 (ゲストハウスを含む)」が 17.0% (15 施設)、「民宿」が 15.9% (14 施設)、「その他」が 10.2% (9 施設)、「住宅宿泊事業を行う届出住宅」が 2.3% (2 施設) となった。



Q3. 観光をおもな産業とする志摩市において、さらに観光振興を図り、まちを良くしていくために重点的に実施していけばよいと考えるものを5つお選びください。

【結果の概要】

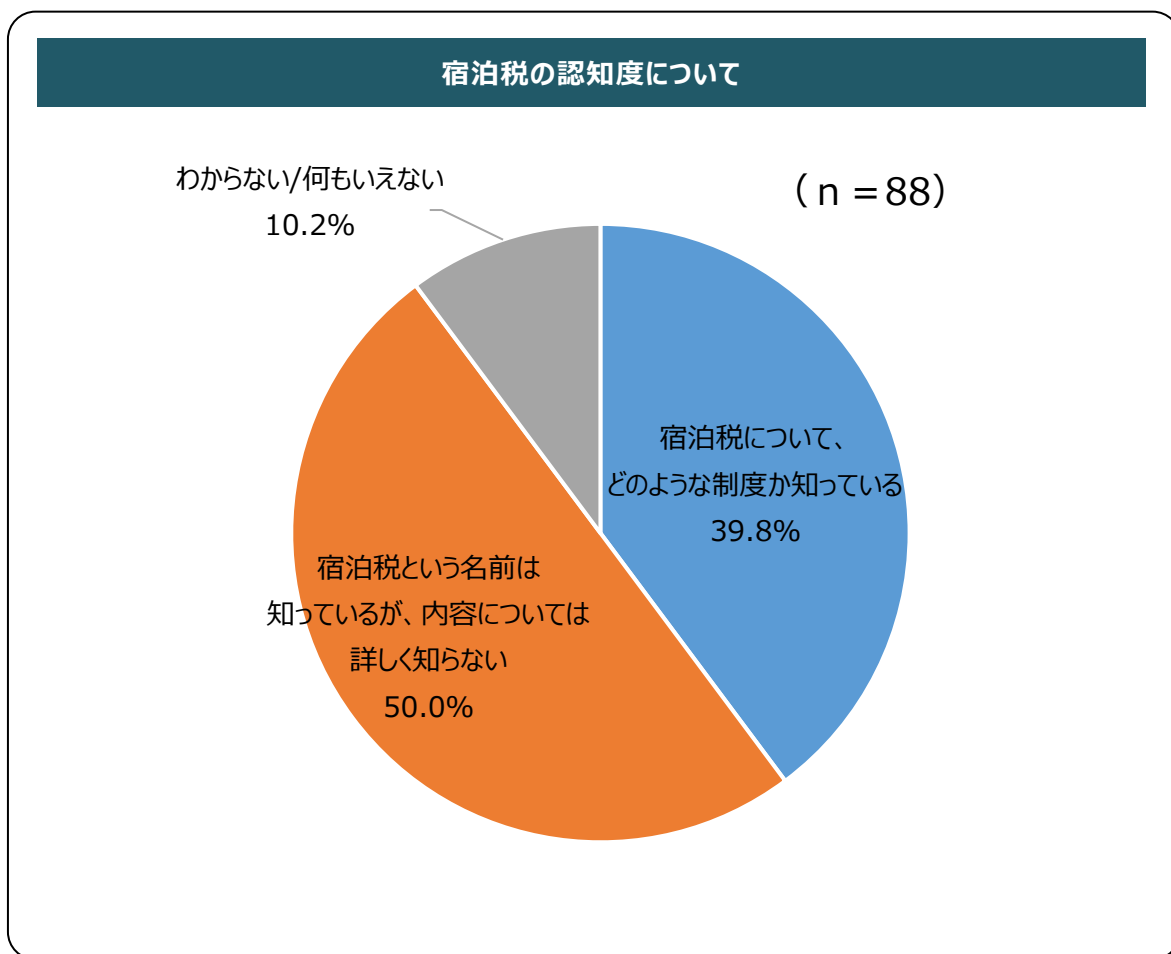
重点的施策については、「景観の整備・環境の保全」（64.3%、54件）や「施設改修等の支援」（60.7%、51件）、「2次交通の維持・充実」（45.2%、38件）に関する施策が上位となった。そのほか、「インバウンドを含む観光客の受入環境整備」（35.7%、30件）「従業員確保の雇用対策支援」（34.5%、29件）、「農水産物等の資源の保護・活用」（32.1%、27件）が3割以上の回答を集めている。



Q4. 現時点で宿泊税に対してどのように理解されているか 1つお選びください。

【結果の概要】

宿泊税の認知度について、「宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない」(50.0%)が半数を占めて最も多くなり、次いで「宿泊税について、どのような制度か知っている」(39.8%)となり、「わからない／何ともいえない」(10.2%)と回答した事業者は約1割程度となっている。

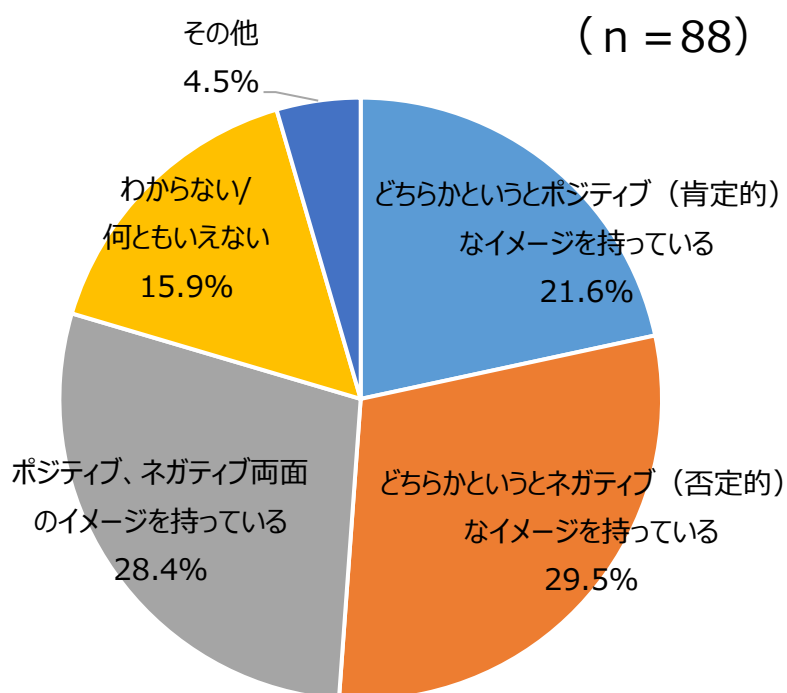


Q5. 宿泊税に対してどのようなイメージがあるか1つお選びください。

【結果の概要】

宿泊税に対するイメージは、「肯定的」(21.6%)、「否定的」(29.5%)、「両面」(28.4%)とすべての回答割合が約2～3割となっており、意見が分かれる。「その他」の意見では、「宿泊税はニセコを持つ倶知安町以外は政令指定都市を含む大都市で導入のイメージ(直近の社会問題を抱えているところ)」、「環境税の方が納得感がある」、「インバウンドの顧客が見込める地域には向いている」といった声もあった。

宿泊税に対するイメージについて



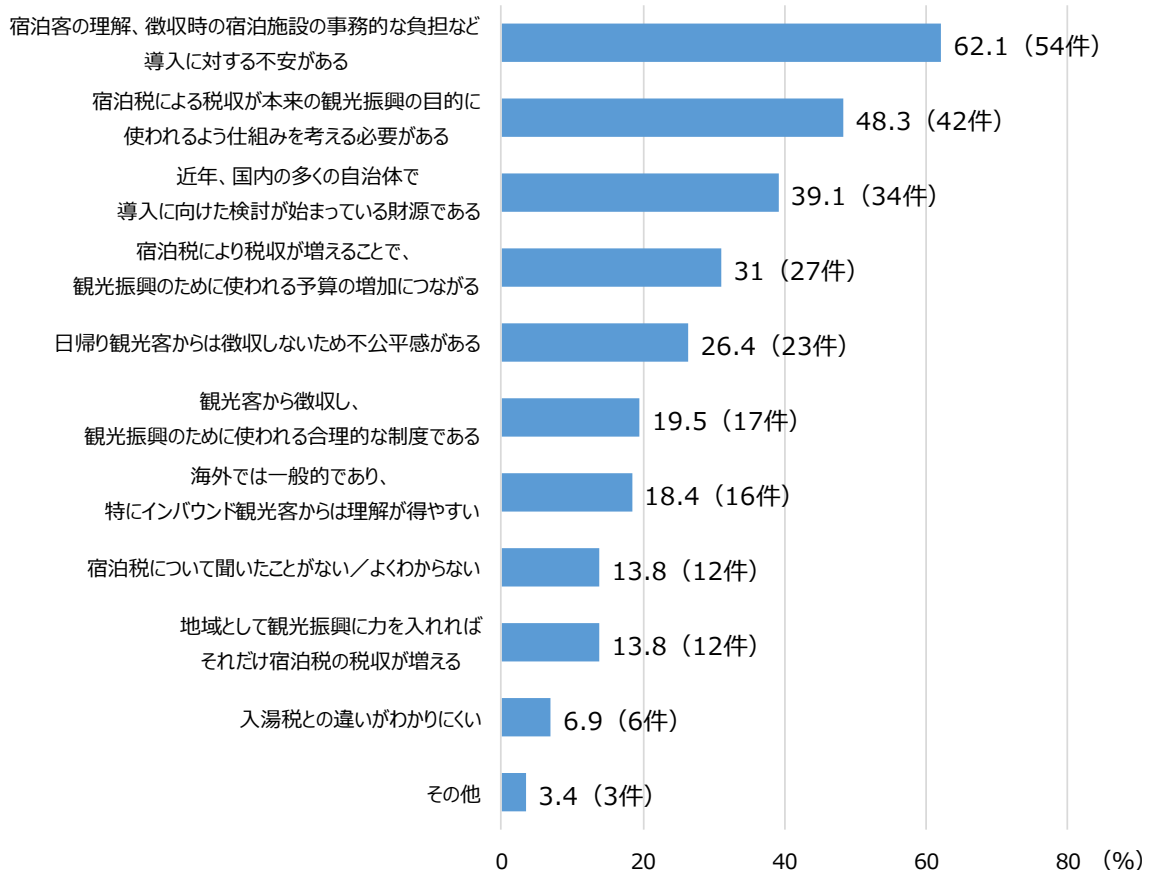
Q6. 宿泊税について、感じている具体的なイメージを教えてください(複数回答可)。

【結果の概要】

宿泊税に感じる具体的なイメージは、「宿泊客の理解、徴収時の宿泊施設の事務的な負担など導入に対する不安がある」(62.1%、54 件)が最も多くなり、次いで「宿泊税による税収が本来の観光振興の目的に使われるよう仕組みを考える必要がある」(48.3%、42 件)、「近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている財源である」(39.1%、34 件)となった。宿泊税の知名度が徐々に高まっているなかで、事務負担を不安視する一方、税収が観光振興に向けられることへの期待が高くなっている。

宿泊税に感じる具体的なイメージについて

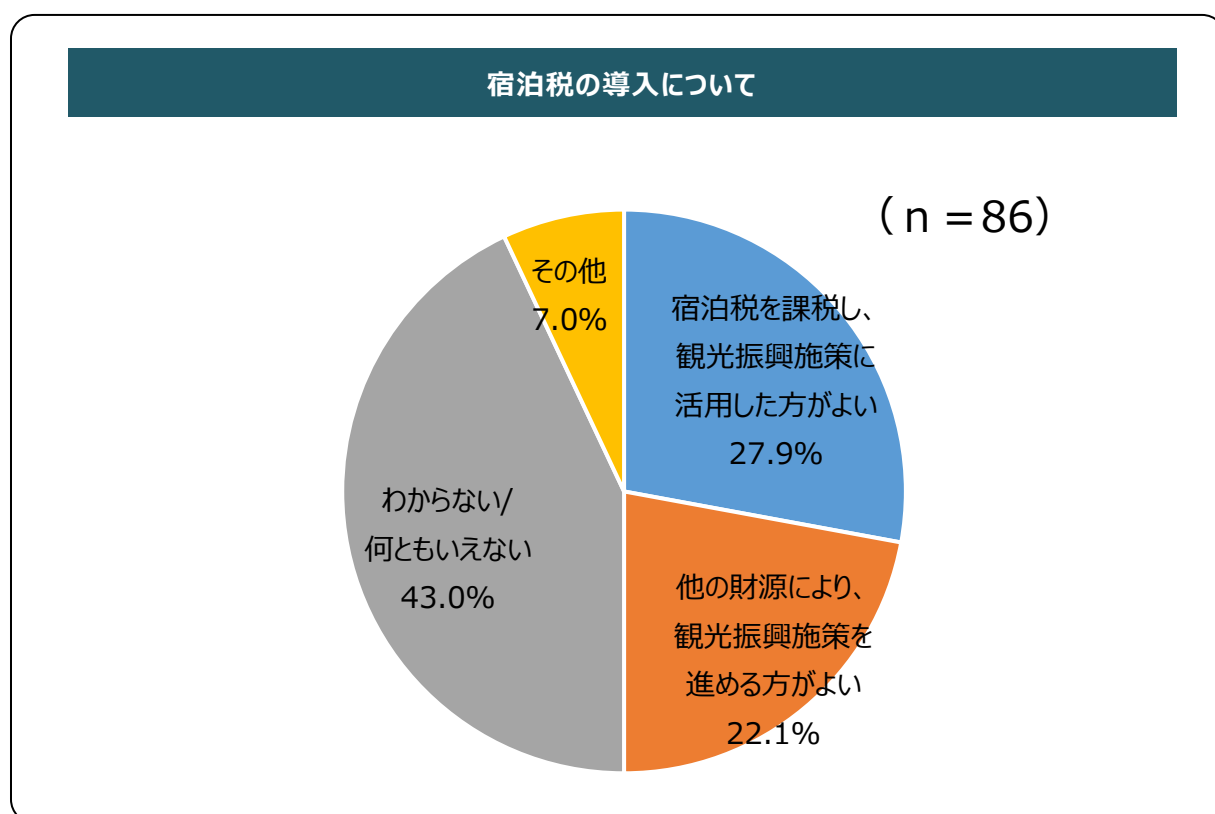
(n = 87)



Q7. 新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。

【結果の概要】

宿泊税の導入について、「わからない／何ともいえない」(43.0%)が最も高い。「宿泊税を課税し、観光振興施策に活用した方がよい」(27.9%)が「他の財源により、観光振興施策を進める方がよい」(22.1%)を上回った。「その他」の意見として、「宿泊者が伸び悩んでいるなかで、広義の観光税を徴収する方が平等かと思う」、「導入時の負担を低減するような自治体の取組があると尚良い」、「宿泊税が不可欠なのか検証し、議論が必要」、「インバウンド観光客の増加が条件になると思う」などの声もあった。



Q8. 宿泊税の導入により貴施設へ想定される影響について、以下の各項目において該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

(1) 集客

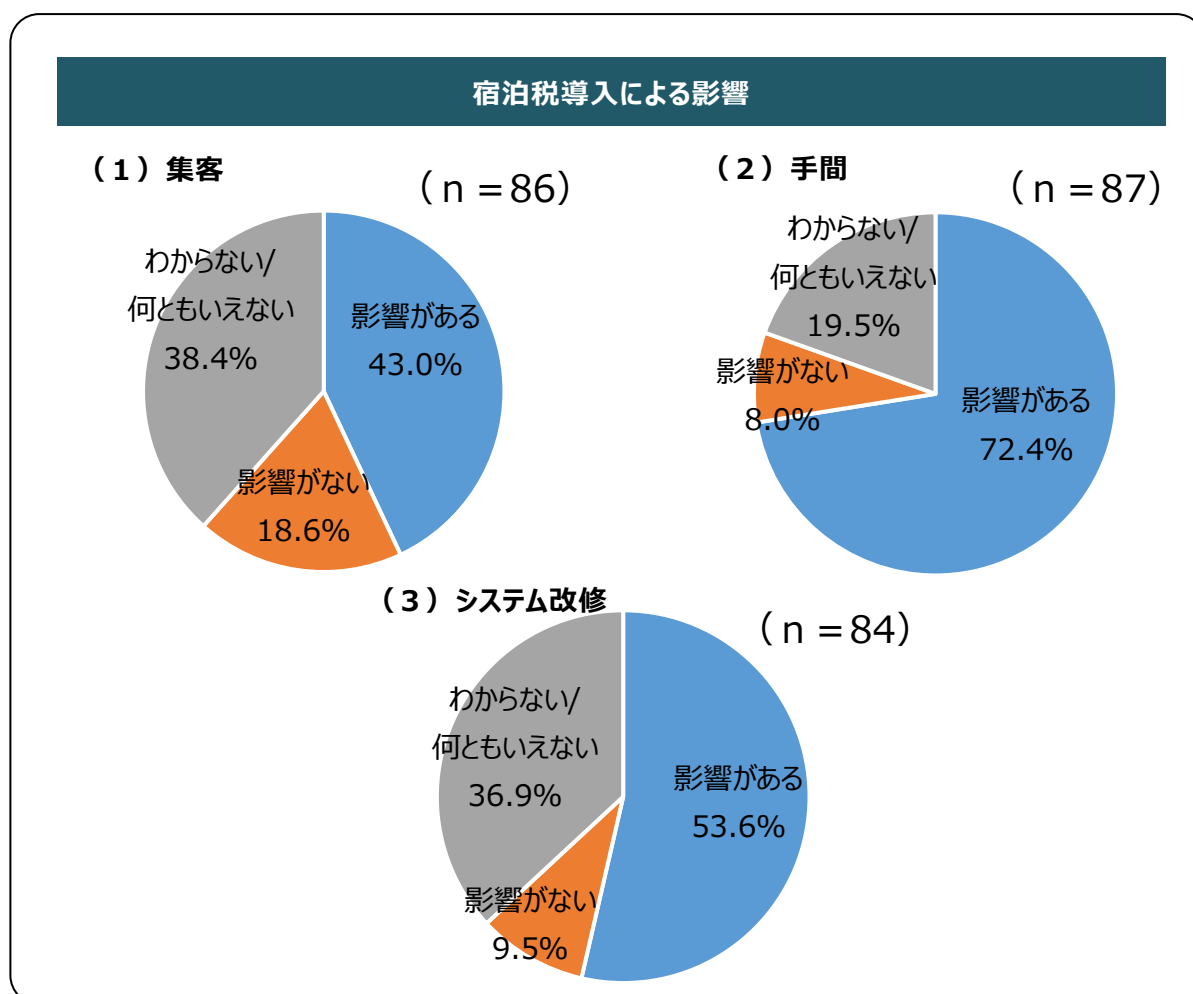
宿泊税の導入により想定される集客面での影響について、「影響がある」(43.0%)が最も多く、「影響がない」(18.6%)を上回った。「わからない/何ともいえない」は38.4%となった。

(2) 手間

宿泊税の導入により想定される影響(手間)について、「影響がある」(72.4%)が7割以上と最も多く、「影響がない」(8.0%)を大幅に上回った。「わからない/何ともいえない」が19.5%となった。

(3) システム改修

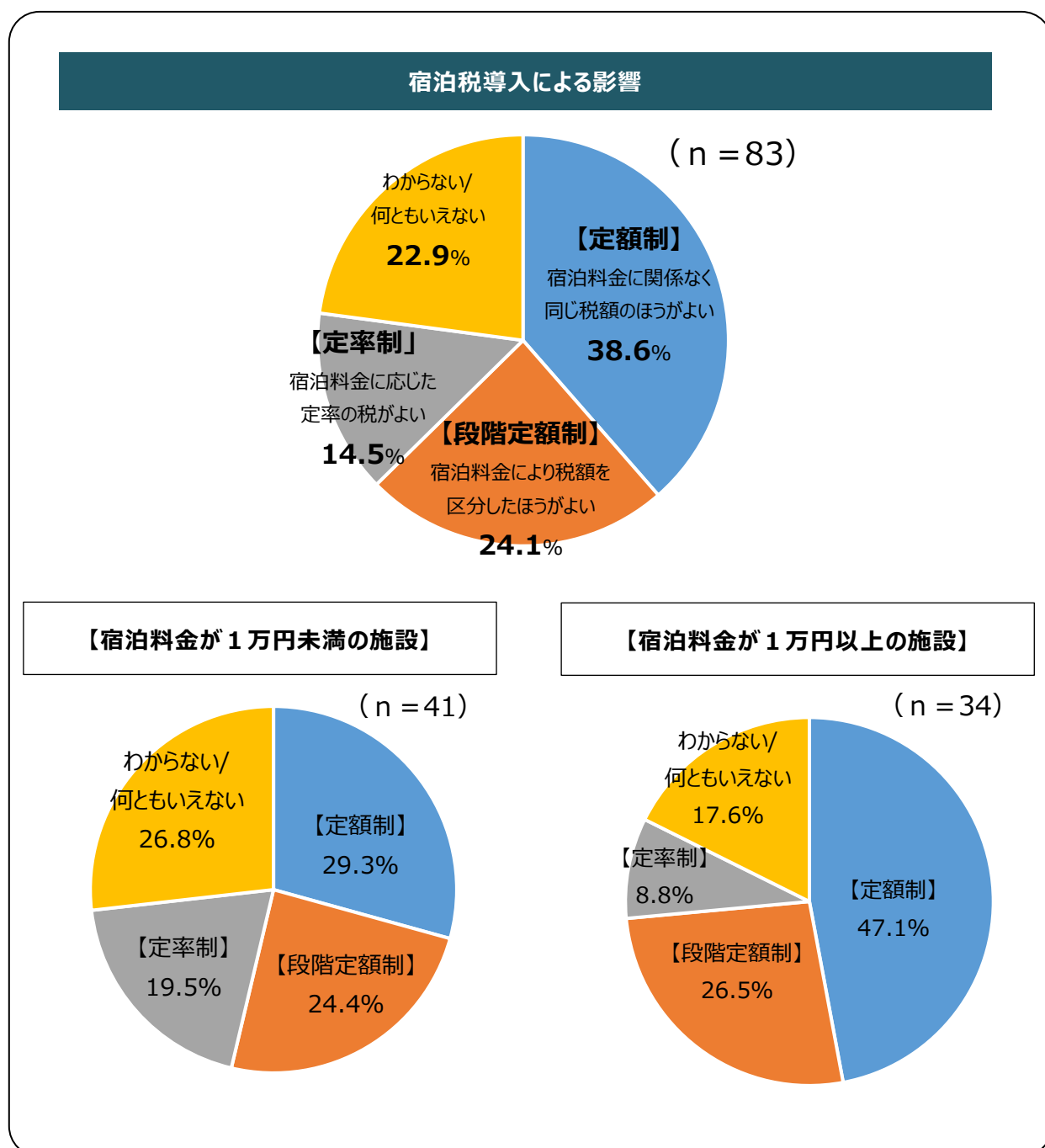
宿泊税の導入により想定される影響(システム改修)について、「影響がある」(53.6%)が5割以上と最も多く、「影響がない」(9.5%)を大幅に上回った。「わからない/何ともいえない」が36.9%となった。



Q9. 宿泊税を導入している自治体の事例を参考に、貴施設のお考えに該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

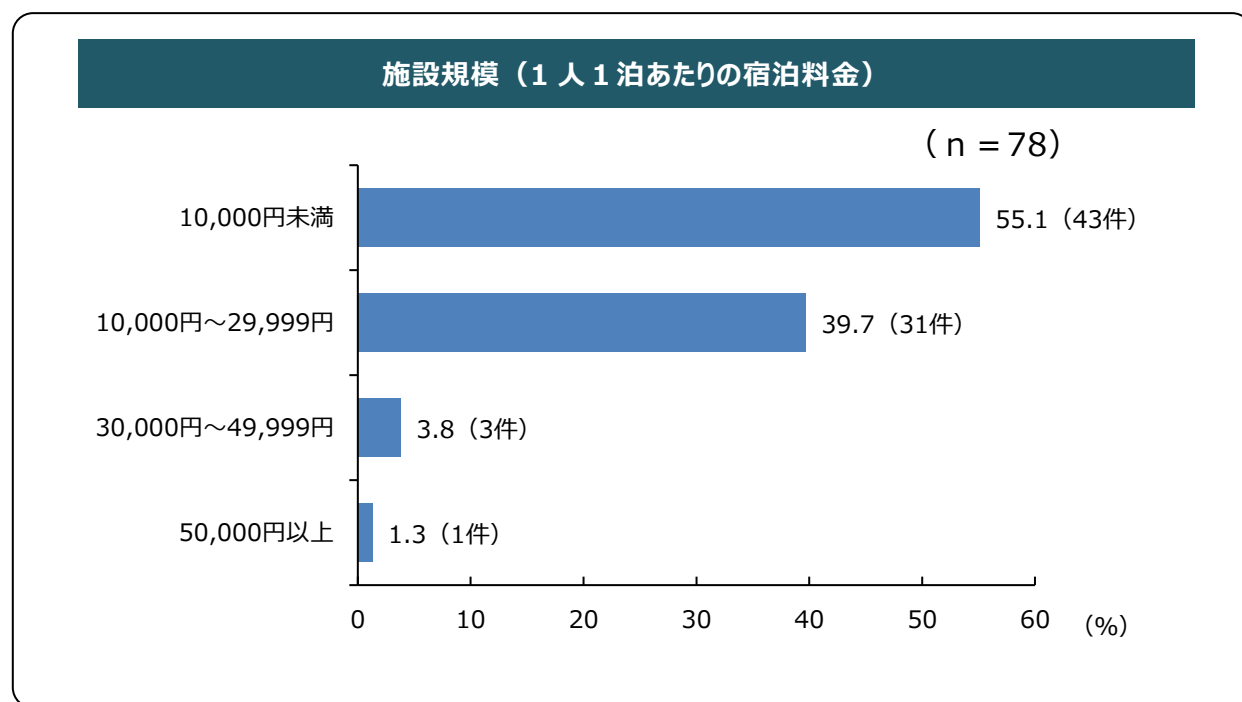
宿泊税を導入した場合の税額について、「定額制」(38.6%)が最も多く、次いで「段階定額制」(24.1%)、「わからない／何ともいえない」(22.9%)、「定率制」(14.5%)となった。1人1泊あたりの宿泊料金別にみると、宿泊料金が1万円未満の施設は、1万円以上の施設よりも【定率制】を望む割合が高く、1万円以上の施設は、1万円未満の施設よりも【定額制】、【段階定額制】を望む割合が高くなった。



Q11. 貴施設の 2023 年度の施設規模について可能な範囲で教えてください。

【結果の概要】

1 人 1 泊あたりの宿泊料金について、「10,000 円未満」が 55.1% (43 件) と最も多く、次いで「10,000 円～29,999 円」が 39.7% (31 件)、「30,000～49,999 円」が 3.8% (3 件)、「50,000 円以上」が 1.3% (1 件) となった。



参考2 委員名簿

＜志摩市宿泊税検討委員会 委員名簿＞

役職	所属	氏名
委員長	四日市大学 総合政策学部 教授	岡 良浩
委員	一般社団法人 志摩市観光協会 副会長 志摩市商工会 観光部会 会長	大西 晶
〃	志摩市商工会 会長	出口 勝美
〃	志摩市温泉振興協議会 湯元館ニュー浜島 支配人	中西 幸光
〃	一般社団法人 志摩市観光協会 会長	中村 滋
〃	一般社団法人日本旅行業協会 中部事務局 事務局長	星野 道佳
〃	志摩市インバウンド協議会 会長	安 和彦
〃	近鉄グループホールディングス株式会社 執行役員 伊勢志摩支社長	山本 寛

(五十音順、敬称略)

参考3 検討経過

時期	内容
令和6年9月20日（金）	第1回志摩市宿泊税検討委員会 ・志摩市の情勢 ・志摩市の観光の状況 ・観光振興のための財源検討 ・宿泊税の課税要件等 他地域事例 ・宿泊税の使途 他地域事例
令和6年10月23日（水）	第2回志摩市宿泊税検討委員会 ・第1回検討委員会の振り返り ・宿泊事業者へのアンケート調査結果 ・宿泊税の使途 ・志摩市の課税要件（案）
令和6年12月11日（水）	第3回志摩市宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討委員会報告書（素案）について
令和7年1月29日（水）	第4回志摩市宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討委員会報告書（案）について